

講演

日本における非行少年に対する法的対応システム¹

石川 正興

- I 少年非行問題を考えるための基本的視座
- II 非行少年とその法的対応システム
- III 少年法改正による法的対応システム相互間の関係の変更
- IV おわりに

【I】 少年非行問題を考えるための基本的視座

日本では、2000年、2007年、2008年の三度にわたる少年法の改正によって、「非行少年に対する法的対応システム」に修正が加えられました。今日の講演では、非行少年に対する法的対応システムと、その修正の内容を中心に話を進めていくつもりですが、その前に、私が少年非行の問題を考える際の「基本的視座」についてお話ししておきたいと思います。それは、少年を含むところの、「人間理解」に関するものです。

1) 「人間」の理解につきましても、これまでに様々な学問的アプローチから多面的な考察が行われてきました。この中で私が特に興味をもつのは、比較動物行動学と呼ばれるアプローチです。

このアプローチは、生物学的に哺乳類に属する人間を他の哺乳動物と比較考察するという手法を取りますが、こうした考察からは興味深い事実が浮かび出てきます。たとえば、ポルトマンという学者は、「人間生理的早産」説と呼ばれる見解を唱えました²。

他の哺乳類の赤ん坊は、誕生後数時間ないしは数日後に、四本足歩行など、親とほぼ同じ行動を取り始めると言われています。これに対して、人間の赤ん坊は、生まれたばかりのときは、一人ではほとんど何もできません。親と同じ「二本足歩行」ができるようになるには、だいたい生後一年くらいの経過が必要となります。

しかも、この「二本足歩行」という行動特性は、ときが来れば自然と行えるようになるものではありません。私たち人間は、生物学的には、二本足歩行を可能にする遺伝因子を親から受け継いでいますが、実際に「二本足歩行」ができるようになるには、後天的な「行動学習」のプロセスが必要であると言われます。

これらの事柄を基にして、ポルトマンは、「人間の赤ん坊は、本来、もう1年ほど母親の胎内で成長した後に、誕生すべきであったのかもしれない」という仮説を提起します。そして、この「生理的早産」には、誕生後に行われる「学習」のプロセスを円滑・容易に進めるための「秘密」が隠されているのではないかと指摘します。

人間の赤ん坊は、親に一方的に依存しなければ生存できないという「無能な存在」です。しかし、他方で、赤ん坊の「愛くるしさ」は、わが子に対する親の愛情を誘発し、「親子間における基本的信頼関係」の形成の基礎となり、この基本的信頼関係が形成されることによって、多くの困難を伴う後天的な「行動学習」は促進される、と言うのです。

2) 私たち人間は、「ヒト遺伝子」を親から受け継いで誕生してきます。しかし、「ヒト遺伝子」を持ってさえいれば、いつの日か自動的に「人間としての行動様式」を習得できるという存在ではありません。「社会的動物である」とか、「文化をもった動物である」と言われますように、私たち人間は、親に代表される「他の人間」との接触や交流を通して、人間が築き上げてきた文化や行動様式を後天的に学習していかなければなりません。このプロセスがどんなに困難で大変なものであったかは、私自身の子育て体験を振り返れば容易に分かります。もっとも、この子育て体験から、私は多くの喜びとともに、私自身を成長させる貴重な糧を得ることができたことも、告白し

ておかなければなりません。

話はいささか逸れますが、私たち日本人は中国から漢字を学びました。それとともに、私たちは中国には存在しない、いわゆる「和製漢字」と呼ばれる日本だけに通用する漢字を作り出しました。

この和製漢字のひとつに、「躰」という字があります。「身」という字と、「美」という字とを一つに合体させた文字です。「しつけ」と発音し、「身だしなみや、礼儀作法を教え込むこと」という意味で使います。

人間の赤ん坊は、社会生活を送る上での基本的な行動様式を、生後数年の間に学習しなければなりません。「二本足歩行」だけではありません。「摂食行動」、「排泄行動」、「洗面・歯磨き、入浴の仕方」などなど、実に多くのことを学習します。

例えば、摂食行動を例に取ってみましょう。

日本人である私も、中国人である皆様がたも、「箸」という道具を使って食物を摂取します。皆様も、私も、今ではこの道具を巧みに操って、難なく食事をすることができるようです。しかし、ご自分の子供時代を思い返してごらんになれば、箸を上手に使いこなすことがどんなに大変なことであったか、思い出せるのではないかと思います。それと同時に、操ることの難しいこの箸という道具の使い方を気長に教えてくれた、両親の愛情に感謝する気持ちになることでしょう。

こうした社会生活の基本となる行動様式の多くは、自分の「身(からだ)」を「美(うつく)しく」保つことに関係しています。多くの方は、この基本的行動様式を親から教えられて身に付けていきます。こんな理由から、私たち日本人は、基本的行動様式に関する親の教育のことを、「躰」という漢字で表しているわけです。

3) 親から「躰」られることによって基本的行動様式を学習した後でも、子供たちは、小学校・中学校という義務教育課程、高校・大学といった高等教育課程、さらには職場における学習を通して、社会生活を送る上で必要とされる知識や技術、道徳や社会的ルールなどを習得していきます。

社会学・心理学・教育学などの行動科学の領域では、こうした後天的な学

習プロセスのことを、「社会化 socialization のプロセス」と呼んでいます。この社会化のプロセスにおいて、大多数の子供たちは、時には挫折し、脱落しそうになることはあっても、なんとか「一人前の社会人」へと成長し、社会に適応した生活を送っていけるようになります。

しかし、残念なことに、社会化のプロセスから落ちこぼれ、社会的な不適応行動を取る子供たちも、少なからず出現してしまいます。その不適応行動には、自殺、不登校・ひきこもりといった、社会からの逃避傾向を示す「非社会的 (asocial)」な行動のほかに、犯罪・非行など、社会に対し攻撃性を示す「反社会的」(anti-social) 行動などがあります。また、その行動の原因としては、一般的には、生得的なマイナス因子 (負因) や、環境上のマイナス因子 (負因) が挙げられますが、個別具体的にみまると、発生のメカニズムは決して一様ではありません。

それはともかくとして、こうした社会的不適応行動へと至るプロセスのことを、「脱社会化 de-socialization のプロセス」と呼びます。社会の側では、社会的不適応行動に走った者を「排除・排斥」する方向へと力が作用します。しかし、その一方で、不適応行動に走った者を再び社会に組み入れる、いわゆる「再社会化 (re-socialization) のプロセス」を用意することが、通例です。

4) 以上に述べた「社会化のプロセス」や「再社会化のプロセス」は、さまざまな法律によって規制され、制度として確立したものになっています。

第一に、社会化のプロセスの基本となる教育制度の根幹を定めた法律として、「教育基本法」という法律があります。この法律では、「教育の目的」として、以下のことが謳われています。

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」(第1条, 下線筆者)

第二に、脱社会化のプロセスに陥る可能性がある、ないしは既に陥ってしまった児童 (非行少年の一部の者が、この種の児童と重なります。) に対する福祉を保障し、福祉の積極的増進を謳う法律として、「児童福祉法」があります。

そこでは、次のように規定されています。

「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」(第1条, 下線筆者)

「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」(第2条, 下線筆者)

第三に、非行少年に対する再社会化のプロセスの根幹を定めた法律として、「少年法」があります。この法律の目的は、以下のように規定されています。

「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」(第1条, 下線筆者)

第四に、非行少年のうち「極めて重大な犯罪を行った犯罪少年」に対しては、例外的に刑罰が言い渡されることもあり得るのですが、その刑罰の中心である「自由刑の執行と受刑者の処遇に関する基本」を定めた法律として、2006年に制定された「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」があります³。この法律には、受刑者処遇の目的として、次のことが定められています。

「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることをとして行うものとする。」(第30条, 下線筆者)

上に掲げた法律の中で、非行少年に対する法的対応に直接関係するものは、第二・第三・第四の法律です。これから、これらの法律によって作り出された児童福祉行政システム・少年保護司法システム・刑事司法システムの説明に移りますが、下線を付した文言からもお分かりいただけるように、これらのシステムは、程度の差こそあれ、「健全育成」や「社会適應」を理念として追求するシステムであることを、まずもって確認しておきたいと思えます。

【Ⅱ】 非行少年とその法的対応システム

(A) 非行少年の意義

1) まず、「少年」の年齢についてですが、その上限を何歳にするかは、国によって違いがあります。また、同じ日本でも、時代によって異なります⁴。わが国で初めて制定された旧少年法（1922年制定）では、「18歳未満の者」を少年と定めていましたが、現行少年法（1948年制定）では、「20歳未満の者」とされています。

2) 次に、「非行」とは何かということについてです。

少年法は、家庭裁判所の審判に付すべき少年として、次に掲げる三つの類型の少年を規定しています（第3条第1項）。「非行少年」という言葉は、これらの少年を総称する際に用いる用語です。すなわち、

第一の非行少年類型は、「罪を犯した少年」、つまり「犯罪少年」です。

第二の非行少年類型は、「14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年」、つまり「触法少年」です。

これら二つの少年の場合、「刑法上の違法行為」を行ったという点では、同じです。しかし、「14歳に満たない者の行為は、罰しない」という刑法の規定（第41条）によって、両者は区別されることとなります。

すなわち、14歳未満の少年の場合には、「責任能力がない者（責任無能力者・刑事未成年）」として取り扱われ、その者の行為には「犯罪」という評価を与えることが認められず、およそ刑罰を科すことができないとされます。これに対して、「14歳以上20歳未満の少年」の場合ですと、心神喪失者でもない限り、刑法上は責任が認められ、刑罰を科すことが可能だとされています。

第三の非行少年類型は、「虞犯少年」です。

虞犯少年は、「刑法上の違法行為」を現実に行っていないという点で、犯罪少年や触法少年と決定的に違います。

しかし、「少年の健全育成」という理念を純粹に追求していきますと、「非行を早期に発見し、非行性を早期に治療すべきである」という結論に立ち至ります。この「早期発見・早期治療」のスローガンのもとに、刑法上の違法行為を将来行う可能性が高い少年もまた、「非行少年」として家庭裁判所の保護審判の対象とされているわけです。

とは言っても、「刑法上の違法行為を行う可能性が高い」（「虞犯性」というだけで家庭裁判所の審判に付すことは、人権保障の観点から問題になります。そこで、現行法は、虞犯少年を認定するための要件として、「虞犯性」のほかに、以下に掲げる「虞犯事由」に該当することを求めています⁵。

- イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。
- ロ 正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと。
- ハ 犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出すること。
- ニ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。

(B) 非行少年に対する三つの法的対応システムの基本的特徴

非行少年に対する法的対応システムとしては、第一に、少年法を主たる根拠法とする少年保護司法システム、第二に児童福祉法を根拠法とする児童福祉行政システム、そして第三に、刑事訴訟法を主たる根拠法とする刑事司法システム、という三つの異なるシステムが設けられています。次に、これらのシステムの基本的特徴を簡単にご説明します。

(1) 児童福祉行政システム

児童福祉行政システムの基本は、強制力を用いなくて、「任意」に福祉的措置を行うことです。すなわち、福祉的措置の決定権者である都道府県知事または児童相談所長は、対象者である児童およびその保護者の同意を得て、各種措置を行うことが原則です。

ただし、健全育成理念を追求する上で、「児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置」を必要とする場合が、實際上生じてきます。例えば、集団生活を基本とする児童福祉施設において、ある児童が他

の児童に対する「いじめ」を執拗に繰り返すようなケースを想定してください。

執拗な「いじめ」を阻止するためには、加害児童を一時的に集団生活から引き離して、「隔離された単独室」に閉じ込めることが必要な場合も出てきます。法は、この種の例外的なケースに限って、「児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置」を講じることを認めます。しかも、自由を制限する場合には、行政機関の裁量で行うことを認めず、司法機関（家庭裁判所）の許可決定を得なければならないことになっています（児童福祉法第27条の2，少年法第6条第3項）。

以上のように、児童福祉行政システムは「児童の健全育成」という福祉を最優先目的として追求するシステムである、と行うことができるでしょう。

(2) 少年保護司法システム

少年保護司法システムには、①保護観察、②児童自立支援施設又は児童養護施設送致、③少年院送致の三種類の保護処分がありますが、これらすべてが強制的な処分です⁶。つまり、家庭裁判所がこれらの処分を決定するに当たっては、少年本人や保護者の同意は必要とされておりません。

一般論として言えば、少年は心も体も育成の途上にある「可塑性に富んだ」存在です。少年保護司法システムはこの点を考慮して、刑罰に代えて、少年の健全育成を達成する手段として保護処分を用意しているのです。しかし、非行少年、その中でも特に「犯罪少年」は他人に危害を加えた少年です。他方では、こうした少年から社会の人びとの生活利益を守るべきであるという要請（「社会防衛」）が生じます。もし健全育成のための保護処分を本人や保護者の意思に任せ、彼らが拒否すれば何の措置も行わないということにでもなれば、社会の人びとは納得するはずがありません。

換言するならば、健全育成理念は少年保護司法システムの「主要目的」であり、この点こそが、次にお話しする「刑事司法システム」との決定的な違いですが、他面において、社会の人びとの生活利益を守るという目的（「社会防衛」目的）も、いわば「従目的（副次目的）」として追求することが要請されるのです。

これら二つの目的は、互いに対立・葛藤する矛盾で、両者の調整を図ることは至難の^{わざ}業です。少年保護司法システムは、こうした矛盾を背負わされたシステムであるということを忘れるべきではありません。

(3) 刑事司法システム

健全育成理念を正面に掲げる児童福祉行政システムや少年保護司法システムと異なり、刑事司法システムにおいては、刑罰という応報的な制裁を犯罪者に科すことによって社会の人びとの生活利益を守ることが、主要目的とされています。

しかし、その一方で、システムの進行を途中で阻止して刑罰の発動を食い止める処分、すなわち「猶予処分」が刑事司法システムの各段階で設けられています。警察段階での「微罪処分」、検察段階での「起訴猶予処分」、裁判段階での「刑の執行猶予処分」、行刑（自由刑の執行）段階での「仮釈放」が、それです。

これに加えて、犯罪者を自由な社会生活の場に置いた状態で、彼らの改善・更生を援助・促進する「保護観察」処分が刑事司法システムにおいて導入されており、執行猶予と仮釈放の処分に付随して保護観察を科すことができる仕組みになっています。

そればかりではありません。自由刑の執行の場面に目を転じますと、犯罪者の改善・更生を促す様々な方法がこれまでに試みられてきました。なかでも少年受刑者に対しては、特別な教育的配慮が向けられ、少年院における矯正教育をモデルとする「特別な処遇方法」が少年刑務所で実施されています。しかも、改善・更生理念は、先に引用した「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」により、一層強調されることになりました⁷。

このように、刑事司法システムには「犯罪者の福祉」のために刑罰を回避する方法、あるいは更に一步進んで「犯罪者の福祉」を積極的に実現する方法が存在します。言い換えるならば、刑事司法システムの主目的は「社会の防衛」ですが、それと並んで「犯罪者の福祉」も従目的として位置付けられている、と要約することができるでしょう。

最後に、理解の一助になればと思い、これまでお話ししたことを表にして掲げておきます。参考にしてください。

	処分の種類とその構成原理	処分の目的	処分決定機関
刑事司法システム(A)	刑罰（「責任－応報」原理）	〔主目的〕社会防衛 〔従目的〕犯罪者の福祉	司法機関（刑事裁判所）
少年保護司法システム(B)	保護処分（「再非行危険性－予防」原理）	〔主目的〕非行少年の福祉 〔従目的〕社会防衛	司法機関（家庭裁判所）
児童福祉行政システム(c)	福祉処分	児童の福祉	行政機関（知事またはその委任を受けた児童相談所長）

【Ⅲ】 少年法改正による法的対応システム相互間の関係の変更

冒頭にお話ししたように、少年法は2000年、2007年、2008年の三度にわたって改正されました。改正点は、大きく分けると、以下の三つにまとめることができるでしょう。

第一は、少年事件の処分のあり方に関する改正です。

第二は、少年保護審判の非行事実認定手続を一層適正なものにする方向での改正です。

第三は、少年保護審判における被害者への配慮を充実させる方向での改正です。

以上の改正点のうち、本日の講演に直接関係するのは第一の点ですので、以下では、第一の点に焦点を絞って話を進めたいと思います。

(A) 犯罪少年に対する法的対応の変更

1) 犯罪少年の事件の場合は、警察・検察の捜査機関によって捜査がなされ、その後、一部の例外を除くほとんどの事件が、家庭裁判所に送致されます。つまり、刑事司法システムから少年保護司法システムへと事件が移行し、犯罪少年に対する処分をどうするか判断は、家庭裁判所の手委ねられることとなります。

大雑把に言いますと、犯罪少年に対して家庭裁判所が取ることのできる選択肢には、

- ① 保護審判を開始して、保護処分を科さない（不処分決定）か、あるいは保護処分を科す（保護処分決定）か、という選択肢（少年法第21条・23条・24条）
- ② 児童福祉行政システムへ移行させて、児童福祉法上の措置に委ねるという選択肢（同法第18条）、
- ③ 刑事司法システムに再び戻して、刑罰を科すという選択肢（同法第20条）

があります。

これを道路に譬えて表現しますと、犯罪少年に対する法的対応においては、①の少年保護司法システムが「幹線道路」で、②の児童福祉行政システムや③の刑事司法システムは「支線道路」という位置付けになります。

2) 2000年の改正では、言うならば、幹線道路である少年保護司法システムから、支線道路である刑事司法システムへと通じる「バイパス」の拡張工事を行われました。

このバイパスに当たる規定が少年法第20条なのですが、改正前は、次のように定められていました。

家庭裁判所は、死刑、懲役または禁錮に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。但し、送致のとき16歳に満たない少年の事件については、これを検察官に送致することはできない。（下線筆者）

これが、改正により、次のように改められました。

（第1項）家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮にあたる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

（第2項）前項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき16歳以上の少年

に係わるものについては、前項の決定をしなければならない。ただし、調査の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。

改正の第一は、旧規定の但し書が削除された点です。

14歳・15歳の犯罪少年に対しては、刑法では刑罰を科すことが可能であるとされています（刑法第41条）が、この但し書規定があるために、刑事司法システムに回されることはありませんでした。

日本では、14・15歳の年齢層の者は中学生で、義務教育の対象にされています。したがって、仮に14・15歳の少年が刑事司法システムに回され、懲役刑が科されたりしますと、少年は刑務所において強制的な刑務作業に長時間従事する一方で、義務教育にも多くの時間を割かなければならないという状況に立たされる可能性が出てきます。恐らく、こうした衝突を回避する趣旨で、但し書規定が設けられていたと推測されますが、2000年の改正では、但し書規定を削除することによって、14・15歳の犯罪少年に対しても、刑事司法システムに移して刑罰を科すことを可能になったわけです⁸。

改正の第二は、第2項を新たに設けた点です。

刑事処分と保護処分との適用関係については、従来「保護処分優先主義」が採用されていたのですが、この改正により、以下の要件を満たす事件については「刑事処分優先主義」に切り替わりました。

①犯行時の年齢が16歳以上の少年が行った事件であること。

②故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた事件であること。これには、例えば、殺人罪、傷害致死罪、危険運転致死罪、強盗致死罪などが当てはまります。

3) 健全育成（個人の福祉）を主目的とする少年保護司法システムから、社会防衛を主目的とする刑事司法システムへと移行するバイパスの拡張工事の内容とする法改正により、実際の運用がどうなったかを見ておきましょう。

最高裁判所事務総局家庭局によれば、その運用は、以下の通りです（なお、データは2001年4月1日から2006年3月31日までの5年間のものです。）。

①刑事処分年齢の引き下げ（少年法第20条第1項）

家庭裁判所が終局決定時16歳未満の犯罪少年の事件について検察官送致したケース

	人数	終局時年齢	備考
傷害致死（刑法205条）	2人	いずれも15歳	共犯事件
強盗強姦（刑法241条）	1人	15歳	
無免許運転（道路交通法64条）	2人	いずれも15歳	

②検察官送致の一部原則化（少年法第20条第2項）

犯行時16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件で家庭裁判所が終局処理したケース

	検察官送致	保護処分	総数
殺人（刑法199条）	44人 (57.1%)	33人 (42.9%)	77人
傷害致死（同205条）	108人 (56.8%)	82人 (43.2%)	190人
危険運転致死（同208条の2）	27人 (93.1%)	2人 (6.9%)	29人
保護責任者遺棄致死（同219条）	0 (0.0%)	3人 (100%)	3人
強盗致死（同240条）	37人 (74.0%)	13人 (26.0%)	50人
合計	216人 (61.9%)	133人 (38.1%)	349人

①の表から、14・15歳で刑事司法システムに回された少年のケースは極めて僅かであることがわかります。

他方、第二項が新設される以前の10年間における検察官送致率の平均は、殺人24.8%、傷害致死9.1%、強盗致死41.5%でしたので、この数値を②の表の数値と比べますと、改正によって検察官送致と保護処分との比率が逆転したことがお分かりいただけると思います。

(B) 触法少年に対する法的対応の変更

1) 触法少年もまた、家庭裁判所の保護審判の対象とされていることは、既にお話しした通りです。しかし、家庭裁判所の審判の対象となるには、その前提として、児童福祉行政機関から家庭裁判所へ送致されることが必要です（児童福祉処分優先主義）。少年法第3条第2項がこの点を規定していますが、少年法の規定と平仄を合わせる形で、児童福祉法第27条第1項第4号は、「家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童」に限って、児童福祉行政機関が家庭裁判所に送致することにしています。

また、送致された触法少年に対して、家庭裁判所は最終的に保護処分を科すことができます。しかし、少年法第24条第1項に掲げられる3種類の保護処分のうち、「少年院送致」についてはこれまで言い渡すことができませんでした。と言いますのは、少年院法により、少年院に収容できる少年の下限年齢は「14歳以上」と定められていたからです。

2) こうした触法少年に対する従来の法的対応を改めたのが、2007年に行われた少年法等の改正です。

第一に、これまでは家庭裁判所に送致するか否かの裁量権は児童福祉行政機関にあったのですが、①故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、②死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役・禁錮に当たる罪に触れる行為をした触法少年に関しては、原則として家庭裁判所に送致しなければならないと改めました（少年法第6条の7第1項）。

第二に、少年法第24条第1項の規定が改正され、保護処分の言渡し時に14歳未満である少年（触法少年だけでなく、14歳未満の真犯少年も含む。）に対しては、特に必要と認める場合に限り、少年院送致という保護処分を言い渡せるようになりました。それと同時に、少年院に収容できる少年の下限年齢が従来の「14歳以上」から、「おおむね12歳以上」に改められました（少年院法第2条）。

3) これらの改正点のうち、後者の点についてだけ、もう少し説明しておきましょう。

重大な触法行為を行った少年は、改正前は、通常「児童自立支援施設」に收容されていました。児童自立支援施設は厚生労働省が管轄する施設で、全国58施設のうち50施設は都道府県が運営しています⁹。このため、收容少年は通常自分の居住地域を管轄する都道府県の児童自立支援施設に收容されることによって、保護者との面会などが比較的頻繁に行えるというメリットがあります。しかし、その反面、少年の收容基準や職員の採用・研修が都道府県単位で行われる結果、全国規模での適正かつ合理的な施設收容分類や人的・物的設備の効率的な配分が行われないというデメリットもあります。この点が、すべて国（法務省所管）が運営する少年院との違いの一つになっています。

また、児童自立支援施設は、少年院に比べますと、開放度が数段高く、強制の度合いは低いと言えます。児童が起居する居室は少年院と同様に4人程度の共同室が通常ですが、少年院と違って、窓には逃走防止用の鉄格子は嵌められておりませんし、寮舎の入り口には外側から鍵がかけられていません。このため施設からの逃走件数は少年院と比べますと圧倒的の多く、逃げても少年院のように強制力を背景にした「連戻し」ができないことになっています¹⁰。

要するに、少年院に比べますと、児童自立支援施設は開放的・非強制的処遇が基本となっているのです¹¹。二つの施設のこうした違いが、改正の際にかなり重視されたのだと私は考えています。

(C) 改正の背景事情

ここで再び、刑事司法システム(A)・少年保護司法システム(B)・児童福祉行政システム(C)という、非行少年に対する三つの異なる法的対応システムを比較した「表」をご覧ください。

これら三つのシステムでは、(C)⇒(B)⇒(A)の順に従って、「社会防衛」目的重視の度合いを強めていきます。そして、2000年の改正では、犯罪少年に対する法的対応を(B)から(C)へ、2007年の改正では、触法少年に対する法的対応を(C)から(B)へと、「社会防衛」目的を一段と高める方向へとシフトさせていったわけです。

こうした社会防衛目的を強める改正の根拠として引き合いに出されるのが、少年非行の「質的变化」です。なかでも、「凶悪化」とか、「低年齢化」という言葉が頻りに使われてきました。しかし、これらの言葉は、最近の日本社会で生じている少年非行の質的变化の表層的な部分を言い表しているだけであって、必ずしもその本質に迫るものではない、と私は感じています。

これに対して、ある論者は、「自己感覚の喪失」・「他者感覚の喪失」・「社会的規範軸の喪失」という言葉でもって、最近の少年非行の質的变化を捉えようとしています¹²。私には、これらの言葉が正鵠を射ているように思えてなりません。

そこで、最後に、「自己感覚の喪失」・「他者感覚の喪失」・「社会的規範軸の喪失」という言葉の背景に潜む最近の日本社会の変化に触れて、講演の結びにしたいと思います。

【Ⅳ】 おわりに

1) 20世紀から21世紀への「世紀の移り変わり」の時期において、日本社会は大きな変動の時期に差し掛かかりました。日本社会の基盤が大きく揺れ動き、それはまさに地球の「地殻変動」に譬えることができるほどの社会変動です。

1980年代後半、我が国は「バブル経済」により空前の好景気を迎えたのですが、1990年代に入りますと、バブル経済は一気に崩壊し、「金融恐慌」一歩手前のところまで経済は落ち込みました。不良債権に苦しむ金融機関の再建のために多額の税金が投入される一方で、企業は「リストラ」という名の非情な組織再編を実施しました。

中小企業の倒産、中高年労働者の首切り、大学卒・高校卒の若年労働者の新規採用の停止などにより、失業率は一気に高まりました。完全失業率で見ますと、1992年12月には2%台であったものが、以降上昇を続け、2000年には史上最悪の5%、330万人にも昇りました。こうした「完全失業者」とは別に、就職を希望しながらも求職活動をあきらめているために、統計上は

「完全失業者」に入らない人が420万人程いるとされております¹³。これらの人たちも含めると、いわゆる「潜在失業率」は10%を超え、10人に1人以上が失業者という、極めて深刻な事態が日本社会を襲ったのです¹⁴。

バブル崩壊後の10年間を称して「失われた10年」という言葉が使われますが、この期間において失われたものは「物質的豊かさ」だけではありません。それとともに「心の豊かさ」も深く蝕まれることになりました。こうした危機的状況は、家庭の中にも忍び寄っていきました。

冒頭にお話ししたことですが、家庭は、次代の子供たちを心身ともに健全に育むための極めて重要な社会的基盤です。その家庭から、「物質的豊かさ」ばかりか、「心の豊かさ」さえも消え失せて、遂には「家庭の崩壊」へと至るような現象が、この「失われた10年」の間には数多くみられるようになりました。例えば、働き手である父親の自殺¹⁵、夫婦間の恒常的な諍いやDV（ドメスティック・バイオレンス）、親による児童虐待¹⁶、離婚などなどです。こうした家庭の危機的状況に否応なく見舞われた子供たちは、心に深い痛手を負うこととなります。

2) 他方、こうした「失われた10年」の悲劇的状況とは別に、近年わが国では歴史上を見ない速さで「少子化」が進んでいます。

現在では、親子2世代家族で子供は一人ないし二人という「核家族」が、標準的な家族形態となっています。また、かつては「鍵っ子」などと呼ばれた夫婦共稼ぎ家庭の子供も、今では珍しい現象ではなく、最近では「鍵っ子」という言葉さえ陳腐になってしまいました。こうした家庭の中で、子供たちは「独立した一部屋」を与えられるのが普通になっています。この「独立した城」のなかで、「テレビゲーム」や、さらには情報化社会の申し子である「パソコン」を買い与えられている子供たちも少なからずいます。

子供たちを取り囲む「物質的豊かさ」は、親子の間で育まれる「心の豊かさ」と併存している限りは、さして大きな問題にはならないでしょう。しかし、「心の豊かさ」を置き去りにして、「物質的豊かさ」だけを与える親たちが存在することも事実です。

物質的な豊かさという点からすれば、今とは比較にならないくらいに貧し

かったかつての日本では、家族一緒に「食卓」を囲むことは当たり前の光景でした。今にして思えば、それは心豊かな家庭の象徴でもありました。しかし、物質的豊かさの増大とともに、「食卓のない家庭」が徐々に増えていきました。1980年台に円地文子という女性小説家が「食卓のない家」というセンセーショナルなタイトルの小説を発表しましたが、これは食卓のない家庭の悲劇を描いたもので、映画化もされ、大きな社会的反響を呼んだものです。

しかし、最近では、家庭から「食卓」が消えたばかりか、子供が一人部屋の中でテレビゲームやインターネットに興じるという、家庭内での「孤立」傾向が進行しつつあります。

一人きりの部屋でテレビゲームやインターネットという「バーチャル・リアリティ（仮想現実）」の世界に長時間浸っておりますと、自己や他者に対する現実感覚が麻痺し、虚構と現実との識別が困難になるという現象が生じやすくなると言われます。また、他者との現実的な接触を回避する傾向性が強まれば、「社会規範」を順守する力も育ちにくくなります。

先ほど指摘したことですが、こうした家庭環境の中で育った子供たちには、「自己感覚の喪失」・「他者感覚の喪失」・「社会的規範軸の喪失」といった共通の特徴がみられ、それがまた、現代の少年非行の特徴となっていると、論者は指摘しています。

3) 「少年非行は社会を映す鏡である。」という言葉があります。また、エミール・デュルケームという社会学者は、「犯罪正常説」・「犯罪有用説」という興味深い学説を発表しました¹⁷。

それぞれの社会は、その社会に相応しい形の犯罪・非行を常に作り出すものです。世紀の変わり目に我が国に起こった社会の劇的変化は、「失われた10年」と言われる「喪失」の時代でした。最近では、日本の社会に少しは活気が戻ってきたようですが、この「喪失」は癒えていません。それどころか、「物質的豊かさの喪失」現象は、少年を含む社会的弱者の中に深く潜行し、彼らの心に言いようのない喪失感と空洞化を引き起こしているように感じられてなりません。

4) 今回お話しした少年法の改正の方針に、私は反対をするものではありません。特に他人の生命剝奪という重大な結果を惹き起こした非行少年の対応を、「責任—応報」原理でもって構成される刑罰を主要な手段とする刑事司法システムに委ねることは、「生命尊重」という社会的規範を少年たちに伝達するための方策として重要だと考えています。

しかし、他方で、非行少年に対する法的対応のシステムを改めるだけでは、少年の心の中で深く潜行しつつある深刻な事態の根本的解決にはならないであろうと考えます。

新派刑法学の泰斗であるフランツ・フォン・リストは、つぎのように語りました。

——「最良の刑事政策は、社会政策である」と。

リストのこの言葉は刑事政策の限界を指摘するものである、と私は理解しています。

刑事政策は、犯罪（非行）に対するより良い対応策を絶え間なく模索・追求してきました。伝統的な刑事政策の対応策は刑罰中心のものでしたが、一方で、刑罰制度自体の中で「犯罪者の福祉」を追求する試みが展開されるとともに、他方で、「刑罰よりも優れた対応策」の開発がおこなわれてきました。少年保護司法システムは、こうした対応策の一つです。

しかしながら、刑事政策は基本的には「犯罪・非行に対する事後的な処理」を原則としています¹⁸。「犯罪・非行の少ない、安全で安心な社会作り」という事前予防も含む広い観点からすれば、刑事政策には限界があると言わなければなりません

刑事政策を実践する者は、刑事政策の限界を認識しつつ、犯罪・非行の誘発・促進要因を減少させることに繋がる社会政策と連携して、「犯罪・非行の少ない、安全で安心な社会作り」を模索・追求する必要があると考えます。

1 本講演は、筆者が中国政法大学から客員教授の称号（2008年10月25日～2011年10月

24日)を贈られたことを謝して行ったものである。講演は2008年10月25日に行われ、その参加者の多くは法律を専攻する大学院生であった。

- 2 アドルフ・ポルトマン, 高木正孝(訳)『人間はどこまで動物か』(岩波新書・1961年)
- 3 2001年から2002年にかけて、「名古屋刑務所事件」と呼ばれる「受刑者に対する刑務官の暴行・傷害事件」が相次いで3件発生した, この事件をきっかけにして, 1908年に制定された監獄法が約100年ぶりに全面改正されるという事態に至った。すなわち, 2005年には, 受刑者処遇に関する部分が先行して改正され, 「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が制定され, 翌年に, 未決拘禁者処遇等に関する部分をも包括する「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」を改正する形で制定された。
- 4 さらに, 同じ現行法の下でも法律によって少年の定義は異なる。少年法では「20歳未満の者」を少年と定義するのに対して, 児童福祉法では「小学校就学の始期から, 満18歳に達するまでの者」を少年とする。なお, 本文で述べたように, 児童福祉法では「児童」を「満18歳未満の者」と定義したうえで, 児童を「乳児(満1歳に満たない者)」、「幼児(満1歳から, 小学校就学の始期に達するまでの者)」, そして「少年」の三つに区分する。
- 5 1922年に制定された旧少年法においても「虞犯少年」に関する規定があったが, 現行少年法と異なり, 虞犯少年の要件としては「虞犯性」のみで, 「虞犯事由」に該当することまで要求されていなかった。
- 6 既に述べたように, 「児童自立支援施設・児童養護施設への入所措置」は, 児童福祉行政機関が少年及びその保護者の同意を得て入所させる「任意による方式」が原則である。しかし, ここに記すように, 司法機関である家庭裁判所が保護処分としてこれらの施設への収容を決定することもできる。この場合には, 児童福祉行政システムの場合と違って, 少年本人の同意も, 保護者の同意も必要なく, 強制的に入所させることになる。
- 7 従来の刑務作業中心の処遇体制は改められ, 「矯正処遇」の一環として「改善指導」のプログラムが開発・導入される一方, 処遇プログラムを受刑者に義務として課すことが可能になった。
- 8 2000年の改正少年法は, 刑務作業と義務教育の衝突を回避する策として, 新たに第56条第3項を設け, 14・15歳の犯罪少年を16歳に達するまでの間は少年院に収容することを可能とするとともに, 少年院では強制的な刑務作業に代えて, そこで本来実施されることになっている矯正教育を授けることにした。
- 9 このほか, 2施設が国, 2施設が民間団体, 4施設が政令指定都市の運営である。
- 10 施設の長が親権を代行する形で事実上の連戻しは行われるが, 親元に戻ってしまい, 親が連戻しに反対すれば, 戻るよう説得する以外に手立ては存在しない。
- 11 既に説明したことだが, 児童自立支援施設でも集団処遇に馴染まず, 他の児童から引き離して処遇しなければならないような「処遇困難な児童」がいるので, 「たまた

ま児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置」が必要となる。しかし、この「強制的措置を採ることのできる設備」が設けられているのは国立の2施設だけで、他の児童自立支援施設にはこのような設備は存在しない。

12 清永賢二（編）『少年非行の世界－空洞の世代の誕生』（有斐閣・1999年）

13 総理府統計局の定義によれば、「完全失業者」とは次の三つの条件を満たす者とされている。

①仕事がなく調査週間中に少しも仕事をしなかった

②仕事があればすぐ就くことができる

③調査期間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む。）

「就職を希望しながらも求職活動をあきらめている人」は、上記③の条件を満たさないために、「完全失業者」に含まれないことになる。

14 その後日本の経済は持ち直し、完全失業率は2003年から下がり始め、2007年12月の統計では4%を切り、3%台の後半まで落ちた。

15 警察庁の統計によれば、自殺者は22,445人を記録した1995年ころから増え始め、1998年には前年の24,391人から一気に32,863人に上昇し、以降3万人台を持続している。特性別にみると、女性よりは男性の方が多く、また、若年者よりも高齢者が多くを占めている。

16 厚生労働省の発表によれば、2006年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数は、37,323件で、統計を取り始めた1990年度を1とした場合の約34倍、児童虐待防止法施行前の1999年度に比べ約3倍強と、年々増加している。

17 E. デュルケーム・宮島喬（訳）『社会学的方法の基準』（岩波文庫・1978年）

18 確かに、刑事政策は、「既に犯罪を行った者が、将来再び犯罪を行うことを防止する」という「展望的な予防目的」も担っている。しかし、それは「既に起こってしまった犯罪」に対する対応の一環として行われるものであり、犯罪の発生を未然に食い止めるための「安全で、安心な社会作り」という観点からすれば、その役割の一部を担っているに過ぎない。